

京都府農業会議第118回総会 次第

日時：平成30年3月22日(木)

午後1時～3時

会場：ルビノ京都堀川

I 表彰式

平成29年度農業委員会委員等表彰

第27回農業委員会広報コンクール表彰

II 総 会

1 開 会

2 あいさつ

3 来賓祝辞

4 議長選出

5 議事録署名人の決定

6 議 事

第1号議案 京都府農業総合支援センターとの合併契約に関する件

第2号議案 定款の一部変更に関する件

7 そ の 他

8 議長降壇

9 閉 会

第1号議案

京都府農業総合支援センターとの合併契約に関する件

京都府農業総合支援センターと別添のとおり合併契約を締結することについて承認を求める。

平成30年3月22日

一般社団法人京都府農業会議

会長 草木慶治

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（抜粋）

（社員総会の決議）

第四十九条 社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

七 第二百四十七条、第二百五十一条第一項及び第二百五十七条の社員総会

（吸収合併契約の承認）

第二百五十一条 吸収合併存続法人は、効力発生日の前日までに、社員総会又は評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

合 併 契 約 書 (案)

(合併の形式)

第1条 一般社団法人京都府農業会議（以下「甲」という。）及び公益社団法人京都府農業総合支援センター（以下「乙」という。）は、甲を吸收合併存続法人、乙を吸收合併消滅法人として合併する。

2 吸收合併存続法人及び吸收合併消滅法人の名称及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸收合併存続法人

名 称 一般社団法人京都府農業会議

住 所 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104番地の2
京都府庁西別館内

(2) 吸收合併消滅法人

名 称 公益社団法人京都府農業総合支援センター

住 所 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104番地の2
京都府庁西別館内

3 甲の会員及び乙の社員は、吸收合併存続法人である甲の会員となる。

(効力発生日)

第2条 合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、平成30年7月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

(合併承認)

第3条 甲及び乙は、本契約案につき承認を得るため、平成30年3月31日までに、甲の会員総会及び乙の社員総会の決議を得るものとする。

(法人財産の引継ぎ)

第4条 乙は、平成30年3月31日現在の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

(善管注意義務)

第5条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意を持ってそれぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議の上これを行う。

(職員の待遇)

第6条 甲は、効力発生日において、乙の職員を甲の職員として引き続いて雇用する。勤務年数については、乙における年数を通算する。

(名称)

第7条 本契約による合併後の団体の名称は、一般社団法人京都府農業会議とする。

(合併後の議決権数)

第8条 本契約による合併後の甲の議決権の総数は、甲の会員数に乙の社員数を加えた総数から、甲の会員である乙及び乙の社員である甲を減じた数を基本とし、平成30年3月31日までに、甲が定款で別に定める。

(合併後の役員数)

第9条 本契約による合併後の甲の役員数は、甲の役員に乙の役員を加え、その総数から、同一会員団体の重複を減じた数を基本とし、平成30年3月31日までに、甲が定款で別に定める。

2 合併後の役員の過半数は、経営に関し実践的な能力を有する者とする。

(合併条件の変更等)

第10条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは事業運営に重大な変動を生じたときは、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

平成30年3月 日

甲 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町
104番地の2 京都府庁西別館内

一般社団法人京都府農業会議

会長 草木慶治

乙 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町
104番地の2 京都府庁西別館内

公益社団法人京都府農業総合支援センター

理事長 小田一彦

第2号議案

定款の一部変更に関する件

定款の一部を別添のとおり改正することについて承認を求める。

平成30年3月22日

一般社団法人京都府農業会議
会長 草木慶治

・・・・・
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（抜粋）

（社員総会の決議）

第四十九条 社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

四 第一百四十六条の社員総会

第六節 定款の変更

第一百四十六条 一般社団法人は、その成立後、社員総会の決議によって、定款を変更することができる。

一般社団法人京都府農業会議 定款改正案抜粋

H30.3.22 第118回臨時総会

1 目 的 (第3条)

この法人は、多様な担い手が共存協働する持続可能な農業農村づくりに必要な取組審議、研修会及び事業を実施することにより、京都府における

- ① 農業委員及び農地利用最適化推進委員の効率的かつ効果的な活動
- ② 農業生産力の増進 ③ 農業経営の合理化、
- ④ 農業及び農村社会の健全な発展 ⑤ 国土の保全と良好な環境の保護に寄与することを目的とする。

2 事 業 (第4条)

- ① 農業委員会相互の連絡調整、農業委員会の取組情報の公表、農業委員農地利用最適化推進委員・職員研修など農業委員会に対する支援
- ② 農地法等の規定により府農業委員会ネットワーク機構が行う業務
- ③ 農地中間管理事業法等の規定により府農地中間管理機構が行う業務
- ④ 農地に関する情報の収集・整理・提供
- ⑤ 農業経営者、農業を営もうとする者に対する経営相談、研修等支援
- ⑥ 法人化、農業ビジネスの展開など、農業経営の合理化支援
- ⑦ 認定農業者など担い手の組織化・組織運営の支援
- ⑧ 農業一般に関する調査、情報の提供
- ⑨ 小規模農家・高齢農家等が意欲に応じて農業を継続するための支援
- ⑩ 農村機能強化、農村移住促進、農村環境保全、農村社会の発展支援
- ⑪ 農地利用最適化推進施策等の改善意見を京都府知事に提出

3 構 成 員 (第6条)

【個人会員】

- ① 農業委員会会長(2名) ② 学識経験者(人数を制限: 6人以内)

【団体会員】

- ① 市町村(2名)・京都府
- ② JAグループ京都の4連(中央会・信連・全農・共済連)
- ③ 府土地改良事業団体連合会
- ④ 府農業共済組合・府森林組合連合会
- ⑤ 府内5JA(京都市・京都中央・やましろ・京都・にのくに)

4 総会の議決権 (第18条)

合併2社の会員議決権数を単純に加算することで、農地中間管理機構指定要件（地方公共団体議決権数が過半）を満たす。

○ 議決権数 市町村・府・JA4連・府土連：2個（2社双方の会員）
農委會長・地域JA・府農済・府森連・学経：1個

→ 会員議決権に差異が生じるため、今後、機構指定要件の改正等あれば、会員議決権の公平性を確保する「申し合わせ」を常設審議委員会で確認

5 役員の設置等 (第24条)

- ① 理事 15名以上20名以内
- ② 監事 2名以上3名以内

理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事
会長及び常勤副会長の2名が代表理事、専務理事が業務執行理事
常勤副会長がない場合、会長及び理事会で定めた副会長が代表理事

6 常設審議委員会等 (第48条)

【任 務】

- ① 農地法等により府農業委員会ネットワーク機構が行うとされた事項
- ② 農地利用最適化推進施策等の改善意見の提出に関する事項
- ③ 業務実施・組織課題に関する重点事項の検討審議

【その他委員会】「担い手創生委員会（仮称）」を設置

目的達成に必要なその他委員会を置くことができる

任務、委員、運営に必要な事項は、理事会が別に定める (6月理事会)

7 基本財産 (第50・51条)

法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の基本財産は、善良な管理者の注意をもって管理し、基本財産の一部処分及び基本財産からの除外は、総会の承認を得る。

資産は会長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

8 附則（施行時期）

変更のある条項のうち、4月1日から施行が必要な内容

【第5条】公告方法を電子公告に変更（合併期日前に債権者催告必要）

【第6条】地域5JAの会員編入（6月総会に会員として出席必要）

【第14・34条】知事認可が必要な業務等規程の変更（6月理事会に必要）

【第18条】農地中間管理機構の議決権要件（6月総会に必要）

◆ 合併団体の会員・役員構成等（案）

H30.3.22 第118回臨時総会

新一般社団法人 京都府農業會議			(公社) 京都府農業総合支援センター		
会員名	会員数	会員名	会員数	役員数	役員数
農業委員会会长	26	農業委員會会長	26	議決権数 26	議決権数 26
学識経験者	4	学識経験者	5	5	5
市町村	26	市町村	26	52	52
京都府	1	京都府	1	2	2
J A 4連	4	J A 4連・JA京都	9	13	9
農漁・土連・森連・支援C	4	農漁・土連・森連	3	4	2
会員計	65	会員・議決権計	70	102	38
理事・監事			理事・監事		
農業委員会会长	5	農業委員会会长	5	役員数 5	役員数 5
学識経験者(元市町長)	2	学識・法人団体推薦	5	農業法人団体推薦 2	農業法人団体推薦 2
市長会・町村委会推薦	2	市長会・町村委会推薦	2	市長会・町村委会推薦 2	市長会・町村委会推薦 2
京都府推薦	1	京都府推薦	1	京都府推薦 1	京都府推薦 1
信連・中央会	2	信連・中央会・全農	3	中央会・全農 2	中央会・全農 2
関係団体(農漁・支援C)	2	関係団体代表	1	関係団体(農業会議) 1	関係団体(農業会議) 1
常勤役員	1	常勤役員	1	常勤役員 1	常勤役員 1
理事計	15	理事計	18	理事計 18	理事計 18
監事(農委2・税理士)	3	監事(農委・JA・税理士)	3	監事(農委2・税理士) 2	監事(農委・JA・税理士) 2

定款の一部改正に関する申し合わせ（案）

合併後の京都府農業会議の会員が持つ議決権については、将来、法令改正によって“地方公共団体が過半数”という農地中間管理機構の指定要件が不要となった時点で、各会員の議決権の平等性を確保する方向で見直すことを申し合わせる。

平成30年3月22日
第24回常設審議委員会

扱い手創生委員会の設置について（案）

第118回臨時総会資料

1 設置の趣旨

合併後の農業会議は、人と農地に対するワンストップ支援を行う団体として、①扱い手の経営改善や、②農地の集約・集積、③新規就農の促進、④農業ビジネスの展開等について、必要な役割を果たす必要がある。

このため、京都府の代表的な農業経営者や、集落営農リーダー、新規就農者等で構成する「扱い手創生委員会（仮称）」を設置し、①経営課題に対応した改善方向、②地域連携、③雇用・人材育成等について検討を進め、農業会議が行う①事業展開や、②各種の研修、③京都府に対する施策改善意見の提出等に反映する。

2 扱い手創生委員の構成

組織等名	委員概要	
京都府農業法人経営者会議	組織推薦のあった経営者	2名
JAグループ京都農業法人協会	組織推薦のあった集落営農等代表者	2名
認定農業者等	指導農業士・女性経営者・青年経営者	3名
農業参入者	新規就農者・農業参入企業	2名
学識経験者	大学教授	1名
計		10名

○ 座長：学識経験者 委員：南部と北部のバランス オブザーバー：府担当課長

3 開催時期

回数	時期	主な内容
第1回	8月	行政の扱い手支援内容検討、結果を施策改善意見に反映
第2回	12月	経営スキルアップの検討、結果を扱い手研修計画に反映
第3回	1月	扱い手への伴走的支援内容検討、結果を事業計画に反映

○ 検討状況を直近の常設審報告、常設審の検討にも活かす、HP・新聞等掲載

○ 京都府農業会議定款改正案（新旧対照表）

H30.3.22

改正後（H30.7.1 施行の定款案）	現行（H30.6.30 以前の定款）	備考（H30.4.1 施行の箇所等）
<p>第1章 総則</p> <p>（名称）この法人は、一般社団法人京都府第1農業会議といふ。</p> <p>（事務所）この法人は、主たる事務所を京都第市に置く。</p> <p>（目的）この法人は、多様な担い手が共存する多農業事業を実現するため、農業の効率化と農業の活性化、農業の合理化を目的とする。</p> <p>（協取組）この持続可能な農業会議は、農業の効率化と農業の活性化を実現するため、農業の効率化と農業の活性化を目的とする。</p> <p>（業務）この法人は、第3条の目的を達成するため、農業会員の公表及び委員会に付する農業の適正化の推進に取り組む。</p> <p>（業務）この法人は、第3条の目的を達成するため、農業会員の公表及び委員会に付する農業の適正化の推進に取り組む。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>（名称）この法人は、一般社団法人京都府第1農業会議といふ。</p> <p>（事務所）この法人は、主たる事務所を京都第市に置く。</p> <p>（目的）この法人は、農業委員会の連絡調査を通じて、農業の効率化と農業の活性化を実現するため、農業の効率化と農業の活性化を目的とする。</p> <p>（業務）この法人は、第3条の目的を達成するため、農業会員の公表及び委員会に付する農業の適正化の推進に取り組む。</p>	<p>（第1条）この法人は、一般社団法人京都府第1農業会議といふ。</p> <p>（第2条）この法人は、主たる事務所を京都第市に置く。</p> <p>（第3条）この法人は、農業委員会の連絡調査を通じて、農業の効率化と農業の活性化を実現するため、農業の効率化と農業の活性化を目的とする。</p> <p>（第4条）この法人は、第3条の目的を達成するため、農業会員の公表及び委員会に付する農業の適正化の推進に取り組む。</p> <p>（第5条）この法人は、第3条の目的を達成するため、農業会員の公表及び委員会に付する農業の適正化の推進に取り組む。</p>

(公告の方法) 第5条この法人の公告は、電子公告によつて
2 前は、事故電子に公掲載する方法によつて
2 項の官報によるものとする。

第2章 會員

(公告の方法) 第5条 事務所たる方 法ににより行う。

員会2章第

(附則1) 第5条の改正は4月1日施行。

(附則1) 第6条の改正は4月1日施行。

(5) 京都市農業協同組合、京都府農業協同組合及び京都都市農業協同組合及び京都府農業協同組合

(6) 公益社団法人京都府農業総合支援センター

(会員の資格等) 第7条から(1)得ない(2)終わるをなく(3)終くなるまで(4)禁まるまで(5)産錮以上又は者(6)その執行が受けられを受けることを決定する。前項の規定にかかる権限を復権を受けてこととする。

(入会第8条) なに別としれば、の号は、2項第1前項この会員の項号を定事ら員の会員の規格に定めることにいふ。このするにいふことは、このする所おいたうはにかかわる員たる者定いだどない。このする所おいたうはにかかわる員たる者定いだどない。

(附則第2) 第6条第5項第6号は7月1日に削る。

（任意退会）会員は、60日前までするに退会申立てをなす。この場合、会員の負担金等の経費を支拂ふべき事務は、会員の負担とする。この場合、会員の負担金等の経費を支拂ふべき事務は、会員の負担とする。

（第10条 第事業年度の末日における退会申立て）会員は、60日前までするに退会申立てをなす。この場合、会員の負担金等の経費を支拂ふべき事務は、会員の負担とする。

(除名) 第12条 する会そに明こ該り場まで弁て前によの前い(1)

(除名) 第12条 当該場所に明確に第によの前い(1)この機定款その会員に至る会そその場合で弁明するに、この会員の宗旨をその会員が次総会で会つたと規則に違反したと見做され、これを議決する。これに反対する者は、この議決に反対する旨を記入して、これを提出する。

き（2）この法）正会は、そののなは、そ当長は、その他の事由前旨を
き（3）こ（な2とどく）きす

第3章 総会

(構成) 第13条 総会は、すべての普通会員をもって構成する。

(権限) 第14条 総会は、次の事項について決議する。
（1）会員の除名
（2）理事及び監事の選任又は報酬の額
（3）理事及び監事の解任
（削る。）

(4) 増減定款の財産(5)解散の財産(6)その他の財産(7)そこの又は合計の業績計算の報告書及び残余金で更に処分するものとし、定款の総額で賃貸契約並びに正味の事業を清算する旨の事項を記載する。

(開15)条終ある項の定めの前法上(第年必2人)法(開度要)は、常時通後場總會合3月に總員會會を臨以通、月、常時總會開會する。總會開會して、催開一社に總事ある。毎事業する。

き（2）法（3）正会は、
きく（2）と（3）どきする
きく（2）と（3）どきする

第三章 總會

(構成) 第13条 総会は、すべての普通会員をもって構成する。

(権限) 第 14 条 総会は、次の事項について決議する。
（1）会員の除名
（2）監事の選任又は解任
（3）監事報酬額の規定
（4）事業委員会法第 44 条に規定する業

（5）暫定解合又は（6）（7）（8）の如き又は（9）の如きの事項を定め、（10）の如きの事項を了承する旨の申立て書を提出する。

(開催権) 第15条 総会は、月以降場合に於ける定時総会は、通常3ヶ月毎に開催する。但し、常時社員総会は、通常3ヶ月毎に開催する。但し、常時社員総会は、通常3ヶ月毎に開催する。

第14条(34条)の改正は4月1日施行。

議書なれば会員の事項を記したばなし。総会で對象を了承する旨の文書を提出する。総会は、原則として毎年開催される。

議書を記入し、会員に通知する。総会の開催日は、原則として毎年4月第1週の日曜日又は、会員の過半数の賛成で、他の日付を定める。総会は、原則として年に1回開催されるが、常任委員会の決議により、年2回開催される場合がある。

(議長) 第17条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権) 第18条第1項第5項は、総会における議決権は、第6条第2号及び第3号の権利の行使に付ける議決権は、その他の権利の行使に付ける議決権とし、その他の権利の行使に付ける議決権は、その他の権利の行使に付ける議決権とする。

(決議) 第19条過た行こ項會決議の権席つる普の第決出もす2總員

（1）会員事款解散の監定（2）他の監定（3）その他の解任（4）その他の定められた事項

(書面又は代りに前出議事の規定による決議は、又は行員の権限をもつて議決する会員に普通法に従事する方法によつて、その事項もしくは電磁的書き方を用ひて、原則的に総会に提出する。又は電磁的方法に前到達する書面をこの業者による方法にて議決する。) 又は電磁的方法にて議決する者は、原則的に総会に提出する書面をこの業者による方法にて議決する。

議書を記入し、会員に通知する。総会の日は、原則として毎年開催される。総会の開催日は、原則として毎年開催される。

(議長) 第17条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

普通会議は、議決権第18条につき1個とする。

(附則1) 第18条の改正は4月1日施行。

(議決権) 第18条第1項第5項は、総会における議決権は、第6条第2号及び第3号の権利の行使に付ける議決権は、その他の権利の行使に付ける議決権とし、その他の権利の行使に付ける議決権は、その他の権利の行使に付ける議決権とする。

(議會) 決議の第19条によると、前項会員の権利は、普通会員の半数を超過する場合に適用される。この規定は、議會の決議を通過する際、議長が議員の意見を考慮して、議會の決議を承認する場合に適用される。

（1）会員事款解散の監定（2）他の監定（3）その他の解任（4）その他の定められた事項

い面お書を会総に示思旨の表員場全意のする員のす。決意を會意同可なみと普提りをきよよ案と題記的そたはある事の磁はあらそ電きが議はどはて又た決

い面お書を会
にが示総
員表の合場全思旨
たの意る
し員のす。
提案を会意決す。
可な
提普りをみ
きよ案と
いつに提の
に記録のも
案記そた
項提的
事の磁はあ
そ電きが
はと議
又た決
で

てお要又たたかしくしてお面をあわせしにを書くが、対合と書くが、場所を示すが、員員たる員員の報告の意への思全しする全員の知告の会議をに通じる会議の総事項を普りの総同項の事項がきを書きよと記録のす。

第4章 役員の名簿

第4章 役員

(役員の設置) 第24条 この法人に次の役員を置く。
(1) 理事 15名以上20名以内
(2) 監事のうち1名を専務理事を務め、1名を監事のうち1名を常勤者とする。
前項の会長及び副会長のうち常勤者1名をもつて代表理事とし、3名以内で3名をもつて執行理事とする。
(3) 理事会の副会長を置かない場合、常勤者の副会長をもつて代表理事とする。

(役員の選任) 第25条 総会の決議に依り監事は、監事及び理事は、総会の決議に

(理事の職務及び権限)事会を構成し、法業務と定めう。この定款の定決はりる長又は、欠が、欠けたと職務を執行する。は、欠が、欠けたと職務を執行する。

しに務佐長職を副会の事業毎年度に4月に報告しなければならぬ。この間は、会員の事務隔離で事務執行部の長超の状況をあらわす。専門会議は、毎回に2回の事務執行部の長超の状況をあらわす。

(役員の任期)の任期は、選任終ど、選期の年度結い。選任終ど、選期の年度結い。選任終ど、選期の年度結い。了前に退任した理事又は監事の任期は、選任終ど、選期の年度結い。了前に再選された監事の任期は、選任終ど、選期の年度結い。了前に再選された監事の任期は、選任終ど、選期の年度結い。了前に再選された監事の任期は、選任終ど、選期の年度結い。了前に再選された監事の任期は、選任終ど、選期の年度結い。

関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1である。監事についても同様である。

4 業事を5ヶのら
4 務故執月執ない

期は、前任者の任期の満了する時までとする。理事又は監事は、任期に満了又は辭任した者は監事に就く。任期に満了した後も、おもなすを有する。4. 理事又は監事はたで、有する義務により就きの権利にがて。

期は、前任者の任期の満了する時までとする。4. 理事又は監事は、任期の満了時に理事又は監事に就任する。理事又は監事は、任期満了後も、おもな務を有する。

(役員の解任) 第29条第1項によつて解任する事は監事ははができます。総会の決議に

（役員の報酬等）及び監事の報酬、監事の報酬額を、30条の規定にしたる。理要この決議場に於ける議論の結果、会員の意見を聽取り、監事の報酬額を定めることとする。

(顧問及び参与) 第32条が及ぼす影響を考慮する。このことは、顧問が重要な委員会に参与する場合、その運営に影響を及ぼす可能性があることを示すものである。

第5章 理事会

(構成) 第33条 理事会は、すべての理事會をもつて構成する。

第5章 理事会

(構成) 第33条 理事会は、すべての理事會を置く。第22条 その法人に理事會をもつて構成する。

(権限) 第34条 理事会は、この定款に別に定め
するものほどの業務の執行の決定
を、次の方法によること。
(1) 会長の職務の執行の監督
(2) 副会長、監理事の選定及び
事業計画及び収支予算の設定並びに
解職
(3) 变更
(4) (新設)
(5) その他理事会において必要と認めた
事項

(附則1) 第14条(34条)の改正は4月1日施行。

(招集等) 第35条 会長は、理事会前事てのがと
第32条 と理事間るつ項員こ
第31条 う理遇たも前全る。
第30条 うの目法4事をき
第29条 うの目的を
第28条 う事の経る。

(議長) 第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議) 第37条 理事会の決議は、決議に付いて理事の利害関係を有する者は出席し、その過半数が出席すれば、その過半数をもつて行う。

(議長) 第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議) 第37条 特別の利害關係を有する理財事務が出席する場合、過半数が出席すれば、理事会の決議は、決議に付いて理財事務を除くて行う。

(決議の省略) 第38条に提案するその目的(き理監事を事除記録事提に由る事の記監を事除する)は、あつた議決の開催場所に於ける議論の結果によつて、その議案が可決され、その旨を記載して、議長の署名を附して、議會に提出される。

(報告の省略) 又は監事が監事を通す監事報告事項に会議を告げ理事會の理事としての要旨は、ない。

(報告の省略) 又は監事が理事會に事項報告を理第39条に對しては、ない。

(議事録) 第40条 理事会の議事につきては、前項の規定による。議事録を作成する場合は、監事は、前項の規定による。

(議事録) 第40条 理事会の議事については、前項の議事録を作成する。監事は、監事長に出席する。監事長は、監事の出席を記入する。

常設審議委員會等委員會

(設置) 第41条 この法人に、常設審議委員会を置く。

第6章 常設審議委員會

(設置) 第41条 この法人に、常設審議委員会を置く。

第6章 常設審議委員會

(設置) 第41条 この法人に、常設審議委員会を置く。

第6章 常設審議委員會

(設置) 第41条 この法人に、常設審議委員会を置く。

(招集等) 常設審議委員会は、会長が招集する。会長が欠けたときは会長に事故がある場合第2条の規定によつては、会長は他の理事があつた。

（議長）第45条 常設審議委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営) 第47条に必要な事項は、常設審議委員会別に定める。

(その他の委員会) 第48条 第3条の目的を達成するために必要なその他委員会を置くことができる。任務及び委員会が別に定める。

第7章 事務局

常はある又は専務理事で長副会長、会員にあくなつたとき(3)議事審理設事務委員会長又は副会長には、と

(招集等) 第44条 常設審議委員会は、会長が招集する。会長が欠けたときは、あるとどき又は会長に事故があつた他の理事が、あるとどきは、ある。

(議長) 第45条がこれにあたる。

(議事録) 第2回議員常設委員会の議事録は、議長を議事會常設委員會に選出し、議事録は議長の署名押印をもつて議事會常設委員會に審議する。議長は議事會常設委員會に出席する。議事録は議事會常設委員會に審議する。議事録は議事會常設委員會に審議する。

(運當) 第47条 このほか、常設審議委員会が別に定める事項は、必要な場合に運當

(新訛)

第7章 事務局

(設置等) 第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。事務局には、事務局長及び所要の職員2を置く。事務局長は、会長が理事会の承認を得て3任免する。事務局の組織及び運営に別な必要が有る場合は、4項は、規定する。

(基本財産) 第50条 この法人の目的である事業を行つために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とします。この法人の目的を達成するためには、この法人の注記者的基本財産の一部を除外するたまに善く管理する。基本財産から除外しなければならないときは、あらかじめ総会の承認を得ることとする。

(新設)

(資産の管理) 第51条 この法人の資産は、会議により定める。その方法は、理监事会の決議による。

(新設)

(事業年度) 第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日に終る。

(会計原則等) 第53条 この法人の会計は、その行られる事項に従行慣習の法に依る。正確な会計を経て別に定める。

(会計帳簿の作成及び保存) 第54条 この法人の会計は、正確な会計帳簿を作成する。この場合は、会計帳簿の閉鎖の時から開業までの間に、その資料を保存しなければならない。

(事業計画及び収支予算) 第55条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎年4月1日より翌年3月31日までに提出する。この場合は、会長が監査報告書を作成する。監査報告書は、監査報告書提出後主ままである。

(事業年度) 第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日に終る。

(会計原則等) 第50条 この法人の会計は、その行られる事項に従行慣習の法に依る。正確な会計を経て別に定める。

(会計帳簿の作成及び保存) 第51条 この適な法人の法には、会計帳簿を作成する。この場合は、会計帳簿の閉鎖の時から開業までの間に、その資料を保存しなければならない。

(事業計画及び収支予算) 第52条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎年4月1日より翌年3月31日までに提出する。この場合は、会長が監査報告書を作成する。監査報告書は、監査報告書提出後主ままである。

(1) 報告書の附屬明細書
(2) 照産表及減算表
(3) 照味財付書
(4) 借味借細書
(5) 正貸明細書
の附屬

(新設) 前項の書類以降は、毎事業年度も毎年も、提出するには、行政府に提出する。第1項の規定により報告書も備え置く。第2項の規定により監査とし、第3項の規定により報告書を提出する。第4項の規定により報告書を提出する。第5項の規定により報告書を提出する。

第54条 剰余金の不分配 ここの法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更) 第55条第1項の規定によつて変更するところが、総会の決議による。

(解散) 第56条 この法人は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）人が清算をする場合において、総会はこの決議を経て、他の法人的な法人に譲り受けた者若しくは法人との合併によるものとする。

書計算増減産増財味正賃借業事

(6) 財産目録
前項の書類については、毎事業年度のと
きに提出する。第1項の備考欄に主する
事務所の規定により報告書を提出する。
2ヶ月以内に行政庁に提出する。第1項の備
考欄に主する事務所の規定により報告書を提出する。

(剩余金の不分配) この法人は、剩余金の分配を行
第57条 わない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更) 第58条の規定による。総会の決議によつて変更する。

(解散) 第59条 この法人は、総会の決議その他の命令で定められた事由により解散する。

(清算)

第 61 条 この法人が清算をする場合は、をもつて行う。

第10章 雜則

(細則) 第 62 条 この定款に定めるもののはほか、事務運営當人の議決を経て、会長が定めること。

(法令の準拠) 第 63 条 この定款に定めのない事項は、従すべて一般社団法人法その他の法令に従す。

附 1 施行この定款は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。法人の最初の会長は草木慶治、副務長事理 3 号の会員の氏名又は名稱及び住所は、名稱及び住所は、別紙 1 のとおりとする。

4 この法人の理事の氏名は、別紙 2 のとおりとする。
5 この法人の監事の氏名は、別紙 3 のとおりとする。

附 1 ごの定款のうち、第 5 条、第 6 条、第 14 条及び第 18 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行し、その他の条項の規定は平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
2 ごの定款のうち、第 6 条第 5 項第 6 号の公益社団法人京都府農業総合支援センターは、平成 30 年 7 月 1 日をもつて、一般社団法人京都府農業會議と合併し、吸収合併消滅法人となる。

第 58 条 この法人が清算をする場合は、をもつて行う。

第10章 雜則

(細則) 第 59 条 この定款に定めるもののはほか、事務運営當人の議決を経て、会長が定めること。

(法令の準拠) 第 60 条 この定款に定めのない事項は、従すべて一般社団法人法その他の法令に従す。

附 1 施行この定款は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。法人の最初の会長は草木慶治、副務長事理 3 号の会員の氏名又は名稱及び住所は、名稱及び住所は、別紙 1 のとおりとする。

4 この法人の理事の氏名は、別紙 2 のとおり。
5 この法人の監事の氏名は、別紙 3 のとおり。

(新設)

(細則) 第 59 条 この定款に定めるもののはほか、事務運営當人の議決を経て、会長が定めること。

(法令の準拠) 第 60 条 この定款に定めのない事項は、従すべて一般社団法人法その他の法令に従す。

附 1 施行この定款は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。法人の最初の会長は草木慶治、副務長事理 3 号の会員の氏名又は名稱及び住所は、名稱及び住所は、別紙 1 のとおりとする。

4 この法人の理事の氏名は、別紙 2 のとおり。
5 この法人の監事の氏名は、別紙 3 のとおり。

(新設)